

經濟論叢

第128卷 第1・2号

- 経営者会計から所有者会計へ……………高 寺 貞 男 1
- アメリカ生命保険業における
コスト・ディスクリージャの経済学的考察…西 村 周 三 17
- 合衆国20年代における
金の流入と連邦準備政策……………紀 国 正 典 29
- 現代世界経済における
社会主義的国際分業（下）……………田 中 宏 47
- 電力業再編成の課題と「電力戦」……………渡 哲 郎 72
- D. ヒュームと国家破産……………北 村 裕 明 92

経済学会記事

昭和56年7・8月

京都大學經濟學會

経営者会計から所有者会計へ

高 寺 貞 男

I 自己資本利子会計の断絶性

「信用は会計の父 (la père de la comptabilité) なり」¹⁾ といわれているように、「パートナーシップに次いで、信用が中世の会計実務の発展に疑いもなく重要な役割を演じた」²⁾ 時以来、他人資本利子は——利子禁止令が施行されていた時期には隠語で表現されたことはあっても——一貫して費用として処理されてきている。もちろん、その間に、いく度となく、他人資本「利子の支払いは利益の分配を意味し、費用を表すものではないという見解」が表明されたが、「この見解は会計実務に広く採入れられることはなかった。〔その結果、現在でも〕ほとんどの企業は〔他人資本〕利子を費用に算入し、〔法人〕所得税の規定でさえこの実務を支持している」³⁾ のが現状である。

このように、他人資本利子会計は「バチ ヨーリ以前」からの歴史貫通的慣行として継続性を保持しているのにたいし、自己資本利子会計は（バチ ヨーリ以前のパートナーシップや産業革命期イギリスのパートナーシップによって代表される）歴史上のパートナーシップと株式会社との間で完全に断絶している。

1) Pierre-Joseph Proudhon, *Système des contradictions économiques ou Philosophie de la misère*, nouvelle éd., tome second, 1868, p. 122. Vgl. Gottfried Oswald, *Das Verhältnis der Buchhaltungslehre zur Sozialökonomik*, 1923, S. 26.

2) Raymond de Roover, "The Development of Accounting Prior to Luca Pacioli According to The Account-books of Medieval Merchants," in A. C. Littleton and B. S. Yamey (eds.), *Studies in the History of Accounting*, 1956, p. 116.

「パートナーシップは、所有者 (the owners) とは別個の実体 (an entity) として企業を認識させた」(Ibid., p. 115.) 点で、ブルードンの用語法にしたがえば、「会計の母」であるということができる。

3) Norton M. Bedford, Kenneth W. Perry and Arthur R. Wyatt, *Advanced Accounting: An Organizational Approach*, 4th ed., 1979, p. 125.

いま、その状況を急足で追跡するため、「会計の母」として自己資本利子会計を生み、育てあげたバチ ヨーリ以前のパートナーシップはとばして、それをさらに発展させた産業革命期イギリスのパートナーシップから考察をはじめると、そこでは、他人資本か、自己資本かを問うことなく、資本「利子が事業計画の当否判定計算において (in computing the advisability of planned ventures) 一般にコストとして処理されていたばかりでなく、事後会計において (in accounts of the past) もしばしば費用として処理されていた。」⁴⁾ このことは、産業革命期イギリスのパートナーシップにおいては、その後株式会社において一般にみられるように財務会計と管理会計が対立することなく、素朴な形ではあるが、両者の間に調和が保たれていたことを物語っているが、いずれにしても、その当時「俗にいう『利益』はしばしば〔資本〕利子が分配された後の剰余であると解された——反対に、期待された〔資本〕利子率に達しない^{ブレイク}粗利益は『欠損』と呼ばれた——ことを示す多くの証拠が存在している。」⁵⁾

したがって、そこでは、「自己資本をもって仕事をする資本家も、他人資本をもって仕事をする資本家と同じように、自分の粗利益を、所有者としての自分、自分自身への資本の貸主としての自分に帰属する利子と仕事をする機能資本家としての自分に帰属する企業者利得とに分割する」⁶⁾ わけであるから、その当然の帰結として、粗「利益から〔資本〕利子を控除した後いわゆる企業者利得として残る部分」⁷⁾ がパートナーシップ利益として算定されていたのである。

もちろん、かかる会計慣行はその当時の会計理論において全面的に容認されていた。たとえば、1839年にアイザック・プレストン・コーリー（ケムブリッジ大学キーズ・カレッジのフェロー）が「パートナーシップ会計においては、

4) Sidney Pollard, *The Genesis of Modern Management: A Study of the Industrial Revolution in Great Britain*, 1965, p. 234.

5) *Ibid.*, p. 234.

6) Karl Marx, *Das Kapital*, Bd. 3, 1956, S. 409.

7) *Ebenda*, S. 418.

当然のことながら、利益処分がなされる前にパートナーの〔自己資本〕利子 (the partners interest) を「費用として」控除すべきであるという一般的見解 (a general feeling) が会計専門家の間にある⁸⁾ と指摘していたように、「パートナーシップの場合には、会計専門家は早くから〔パートナーの〕投資にたいする〔自己資本〕利子の〔費用〕計上の正当性を認識してきた。」⁹⁾

しかしながら、パートナーシップ「利益算定の際にパートナーシップの収益に賦課するパートナーシップの費用として〔自己資本〕利子を計上し、〔パートナーごとに人名勘定として設けられた〕資本持分〔勘定〕へ貸記する〔会計慣行の〕正当性」¹⁰⁾ は、株式会社会計へは継承されなかった。もし、株式会社会計において、自己資本利子の費用計上¹¹⁾が受容されたならば、自己資本「利子会計は〔継続性を回復できたばかりでなく、さらに株式〕会社の財務会計と管理会計の間の調和をもたらす〔ことができた〕であろう。」¹²⁾ しかし、株式会社会計はいぜんとして自己資本利子の費用計上を拒絶する姿勢を崩していないのが現状である。

いや、そればかりではない。伝統を重視するイギリスでは、現在でも、「利

8) Issac Preston Cory, *A Practical Treatise on Accounts*, 1839, p. 133.

9) Clinton H. Scovell, *Interest as a Cost*, 1924, p. 120.

10) Charles H. Griffin, Thomas H. Williams and Glenn A. Welsch, *Advanced Accounting*, 1966, p. 125.

11) 自己資本利子の費用計上は、それを実行するとすれば、「現金配当の費用算入」(David H. Li, "The Nature and Treatment of Dividends under the Entity Concept," *The Accounting Review*, October 1960, p. 676.) の場合とは違って、「留保利益〔勘定〕か、貸借対照表の所有者持分 (the owners' equity) の区別の特別な勘定のいずれかに貸記されねばならない。」(Robert N. Anthony, "Accounting for the Cost of Equity," *Harvard Business Review*, Nov.-Dec. 1973, p. 94.) なぜなら、「所有者の資本への帰属利子を費用計上するために貸記するのは所有者にたいする義務 (an obligation to owners) をあらわす〔所有者〕持分〔勘定〕である」(Francis A. Bird, Lewis F. Davidson and Charles H. Smith, "Perceptions of External Accounting Transfers under Entity and Proprietary Theory," *The Accounting Review*, April 1974, p. 241.) からである。

もちろん、そうすれば、自己資本利子の費用計上額だけ純利益は減るが、純利益が振替えられた時の未処分「留保利益〔勘定〕の貸記総額は、現行の方法と比較して、ほとんど変りはない (approximately unchanged) であろう。」(*Ibid.*, p. 95.) なぜなら、その時の未処分留保利益勘定の「貸方総額は〔さきに計上された自己〕資本利子と〔その分だけ減少したが、新たに振替えられた〕純利益という2つの要素を含んでいる」(*Ibid.*, p. 95.) からである。

12) *Ibid.*, p. 98.

益が資本に比例して分配されない場合には、各パートナーの〔自己〕資本利子を〔費用として〕控除するのが普通である¹³⁾ のに、伝統に囚われないアメリカでは、株式会社会計に従属させて、1930年代以降に形成された¹⁴⁾ 会計「慣行」として、〔自己資本〕利子の資本持分〔勘定〕への貸記はパートナーシップの費用として会計されていない¹⁵⁾ 有様である。

II 歴史貫通的「費用と利益（処分）の 区分原則」と会計類型の展開

以上考察してきた史実は、債権者や所有者とは「別個の実体 (an entity) としての企業の概念が〔会計〕実務において常に一貫してフォローされていない¹⁶⁾ ことを意味しているが、それにしても、歴史上のパートナーシップ会計において「(債権者と所有者の) 総資本の〔利子〕費用が認識される実体理論 (the entity theory) の完全な受容¹⁷⁾ が実現されていたのに、株式会社会計において拒絶されているというパラドックスはどのように解釈したらよいのであろうか。

このパラドックスを解くためには、歴史上のパートナーシップと株式会社の「金融のための会計」¹⁸⁾ (accounting for finance) が、それらを歴史貫通的に支配してきた「費用と利益（処分）の区分原則」——それぞれの企業形態ないし段階に固有の粗利益の分配序列にそって、粗利益にたいする先取権 (priori-

13) G. A. Lee, *Modern Financial Accounting*, 1973, p. 205.

14) 1920年代後半に、「アメリカではある程度まで、イギリスではほとんど一律に、パートナーの資本拠出にたいする〔自己資本〕利子が控除されている」(Henry Rand Hatfield, *Accounting, Its Principles and Problems*, 1927, p. 410.) といわれていたから、現代アメリカのパートナーシップ会計が自己資本利子の費用計上を一齐に放棄しだしたのは「1930年代以降」とみて、間違いないであろう。

15) Charles H. Griffin, Thomas H. Williams and Kermit D. Larson, *Advanced Accounting*, 4th ed., 1980, p. 576.

16) Bedford, Perry and Wyatt, *op. cit.*, p. 124.

17) Griffin, Williams and Larson, *op. cit.*, p. 576.

18) Sheldon S. Cohen, "Accounting for Taxes, Finance and Regulatory Purposes are Variances Necessary?" *The Journal of Accountancy*, March 1967, p. 58.

ty of profit claims) が「保証された契約上の報酬」¹⁹⁾(a guaranteed contractual return) として与えられた先配(確定)項目を費用要素として、それを控除した後に残る後配(不確定)項目を利益(処分)要素として編成する原理——にしたがいデザインされたため、それぞれに固有の会計類型として慣行化ないし制度化されてきたという歴史認識が不可欠である。かかる歴史認識から出発すれば、それぞれの企業形態ないし段階に固有の特質を備えた会計類型の展開順序が正しく位置づけられるばかりではなく、歴史上のパートナーシップと株式会社の間で自己資本利子会計が断絶した理由も容易に理解できるはずである。

そこで、以下、本稿では、それぞれの企業形態ないし段階に固有の特質を備えた会計類型が、バチョーリ以前のパートナーシップでは「経営者会計」²⁰⁾(manager's accounting)として、産業革命期イギリスのパートナーシップでは経営者会計と所有者会計の共通集合として、株式会社では「所有者会計」²¹⁾(proprietor's accounting)として、さらに、現代アメリカのパートナーシップでは、粗利益の分配序列は産業革命期イギリスのパートナーシップの段階と変わっていないのに、他人資本利子以外は歴史貫通的な「費用と利益(処分)の区分原則」を無視して——「パートナー給与控除は〔仲間外の者との「公正な交渉(any arm's length bargaining)から生じたものではなく、……〔仲間内の馴合い取引として〕いくぶんか勝手に決められる(arbitrary)ものである」²²⁾から〕パートナーシップ……利益算定上の費用ではない」²³⁾とみなされ、また自己資本利子も株式会社会計の編成原理にしたがい費用ではないとみなさ

19) Frank H. Knight, *Risk, Uncertainty and Profit*, 1921, p. 302.

20) P[iet]er Kats, "A Surmise regarding the Origin of Bookkeeping by Double Entry," *The Accounting Review*, December 1930, p. 313.

21) *Ibid.*, p. 313.

22) W. T. Anderson, C. A. Moyer and A. R. Wyatt, *Accounting: Basic Financial, Cost, and Control Concepts*, 1965, p. 428.

23) Floyd A. Beams, *Advanced Accounting*, 1979, p. 626.

「同じように、連邦国内歳入庁もパートナー給与をパートナーシップの費用とみなさず、むしろパートナーシップの……利益の一部とみなしている。」(Anderson, Moyer and Wyatt, *op. cit.*, p. 428.)

れたため、「通常の〔会計〕実務は〔パートナー〕給与と〔自己資本〕利子を利益処分と認識している」²⁴⁾ という意味で、明らかに歴史貫通的な「費用と利益処分の区分原則」から外れた形に再編成されて——経営者会計と所有者会計の合併集合として、順次登場してきた跡をたどりながら、それぞれの会計類型に占める自己資本利子会計の地位を明らかにしたい。

なお、本稿では、オランダのピーター・カツ (Pieter Kats) から借用した「経営者会計」ならびに「所有者会計」という対語に筆者が独特の意味を付加して使用しているので、本稿にいう経営者会計とは『粗利益から、「資本としての所有」²⁵⁾ にたいする保証された契約上の報酬として、他人資本利子と自己資本利子を控除して、機能資本家として経営者が稼得した「経営者利益」²⁶⁾ (management earnings) または企業者利得を算定する会計』を意味し、所有者会計とは『粗利益から、債権者と経営者にたいする保証された契約上の報酬として、他人資本利子と経営者給与 (manager's salaries) を控除して、所有者に帰属する利益を算定する会計』を意味していることを断っておきたい。

したがって、経営者会計と所有者会計の共通集合とは『粗利益から、他人資本利子と自己資本利子の外に、さらに経営者給与をも控除して、「所有者危険報酬」²⁷⁾ (proprietor's return for risk) に相当する「純残余利益」²⁸⁾ (net residual income) を算定する会計』を指し、経営者会計と所有者会計の合併集合とは『粗利益から、他人資本利子のみを控除して、所有者危険報酬の外に、さらに自己資本「利子と〔経営〕用役にたいする報酬の2つの要素を含んでいる」広義の「パートナーシップ利益」²⁹⁾ (partnership profits) を算定する会計』を指しているわけであるが、以上解説してきた4つの会計類型の間に成立してい

24) Andrew A. Haried, Leroy F. Imdiecke and Ralph E. Smith, *Advanced Accounting*, 1979, p. 505.

25) Marx, *a. a. O.*, S. 414.

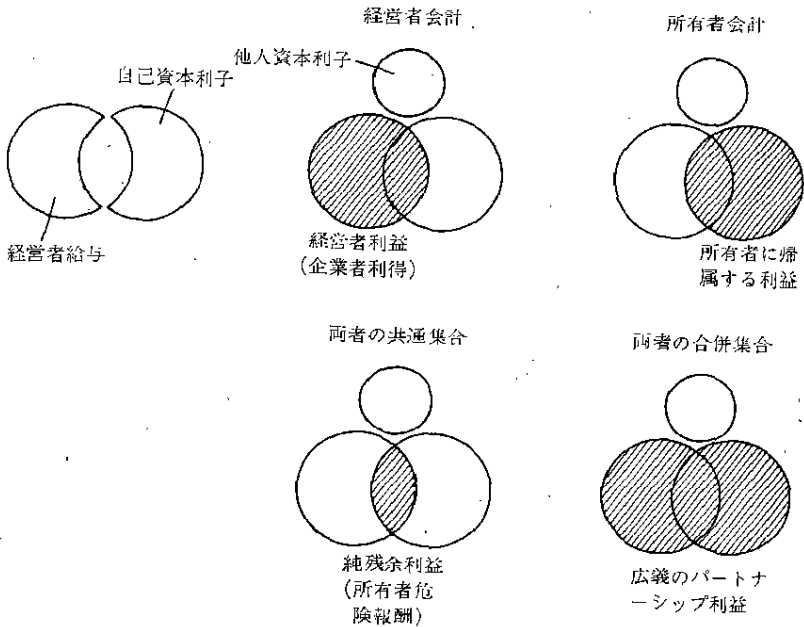
26) Roy B. Kester, *Accounting Theory and Practice*, Vol. 1, 1917, p. 284.

27) William Morse Cole, *Accounts, Their Construction and Interpretation*, revised and enlarged ed., 1915, p. 343.

28) David Solomons, *Divisional Performance: Measurement and Control*, 1965, p. 85.

29) Kester, *op. cit.*, p. 369.

る相互関係については、つぎの図解から視覚的にとらえていただきたい。



III 経営者会計としてのパートナーシップ会計

いかなる段階のパートナーシップでも、パートナーの持分比率と経営参加率とは食違うのが常であるばかりか、この食違いは、出資パートナー (moneyed partners) が経営パートナー (active or managing partners) と非参加パートナー (dormant or sleeping partners) とに分裂するとともに、さらに拡大するから、もし、その場合に、「利益が資本拠出比率と同じ割合で分配されるべきでないとするば、処分可能利益残高に達する前に〔自己〕資本にたいし〔保証された契約上の〕利子が分配されるのはきはめて普通で〔あったので〕ある。」³⁰⁾

30) Stanley W. Rowland (ed.), *Principles of Accounting* [1934], p. 78.

もちろん、この点では、パチュォーリ以前のパートナーシップも例外ではない。特に、そのなかでも、13・14世紀フィレンツェのパートナーシップは自己資本利子計上の先駆的事例を数多く歴史にとどめているので、まず「その端的な事例である」³¹⁾ アルベルティ商会 (the Alberti Company) についてみてみると、「1302年から1323年まで〔当商会の〕パートナーは〔約款において〕各年はじめの投資総額にたいし年率8%の〔利子〕報酬をもらう権利が与えられていた。〔そしてそれを控除した後に〕利益の残りがあれば、約款に定められた〔持分比率とは異なる〕約定割合にしたがい分配された。〔しかし〕この制度は1323年に完全に変更されて、……出資金 (corpo) が確定されたばかりでなく、さらに利益はこの出資金割当額に比例して分配されるべきであると規定されたので、〔出資金割当額を拠出しても、パートナーは自己資本利子をもらえなくなったばかりか〕割当額を拠出できなかったパートナーは不足額にたいし8%の利子が賦課されたが、他方、出資金割当額に追加して投資したパートナーは超過出資金 (sopracorpo) にたいし同率の利子をももらう権利が与えられた。」³²⁾

これと「同じような規定はペルッチ商会 (the Peruzzi Company) のパートナーシップ約款にもみられた」³³⁾ が、他方、「1302年から1323年までアルベルティ〔商会〕で採用された利益分配制度は……また13〔14〕世紀のフィレンツェのパートナーシップ、たとえばサセット・アッチ商会 (the Sasseto Azzi Company) 〔やデル・ベネ商会 (the del Bene Company)〕によっても採用された。」³⁴⁾ なお、コボニー商会 (the Covoni Company) では、「約定〔ささた自己資本〕利子が〔出資〕元金に加算され」たばかりでなく、「出資金超過額……にも利子が付加されたし、反対に、……〔出資金不足額または引出金〕には利子が……〔賦課〕された。」³⁵⁾

31) 泉谷勝美『複式簿記生成史論』1980年、48ページ。

32) Roover, *op. cit.*, p. 125.

33) Raymond de Roover, "The Story of the Alberti Company of Florence, 1302-1348, as Revealed in Its Account Books," *The Business History Review*, Spring 1958, p. 35.

34) *Ibid.*, p. 38.

35) 泉谷、前掲書、267-268ページ。↗

したがって、それから、数世紀も経過した産業革命期イギリスの「すべてのパートナーシップ約款において、利益処分がなされる前に、パートナーのために〔自己〕資本利子がまず第1に控除されるべきであると規定されるのがごく普通で、正規の方法 (most usual and the proper method) である」³⁶⁾ といわれるようになったとしても、なんら驚くに値しないであろう。

以上みてきたように、歴史上のパートナーシップにおいては、自己資本利子が他人資本利子と同様、「資本所有の単なる果実」³⁷⁾ として先配(確定)項目の地位を与えられ、費用として控除されたから、かかる「パートナーシップ会計は資本利子と〔資本「利子を超える粗利益の剰余」³⁸⁾ として算定される〕パートナーシップ利益との区別を助長した。」³⁹⁾ もし、その場合に、自己資本利

「アルベルティ商会では、「一般元帳に名目勘定が設けられ【てい】たかどうか定かではない」(泉谷勝美「アルベルティ商会の秘密帳とビランチオ②」『大阪経大論集』1977年1月, 62ページ)といわれているように、単に秘密元帳 (libro segreto) のパートナー(人名)勘定に自己資本利子や(パートナー借入金 partners' loans としての超過出資金にたいする)自己借入資本利子を貸記し、反対に引出金利子 (interest on drawings) を借記した後で、「ビランチオを作成して財産……計算法で……利益が算定されて」(泉谷, 前掲書, 48ページ)いた。これにたいし、デル・ベネ商会やコロボーニ商会では、名目勘定との間で「複記入を施した」(泉谷, 前掲書, 241ページ)ので、「自己資本に対する利子が……〔名目〕勘定に含まれてい」(泉谷勝美「デル・ベネ商会の損益勘定実務」『商学論究』1981年2月, 42ページ)た。

36) Cory, *op. cit.*, p. 133.

1818年に出版されたF・W・クロンヘルムの『単記による複式簿記』(F. W. Cronhelm, *Double Entry by Single, A New Method of Bookkeeping*, 1818, pp. 262, 266, 298-301.)をひもといてみると、自己資本利子の費用計上が、秘密元帳 (private ledger) としての「パートナーシップ元帳」を例示した個所では、パートナー(人名)勘定を用いて、

利 子	ジョン・ハミルトン	チャールズ・シンプソン
127. 5.7	127. 5.7	103. 12.4
103. 12.4		

さらに、一般「元帳」を例示した個所では、資本 (stock) 勘定を用いて、

利 子	資 本
230. 17. 11	230. 17. 11

と解説されていた。

37) Marx, *a. a. O.*, S. 408.

38) Marx, *a. a. O.*, S. 410.

39) Pollard, *op. cit.*, p. 235.

子に「所有者利子」⁴⁰⁾(*proprietor's interest*) だけではなく、さらに所有者危険報酬が含まれていたならば、パートナーシップ利益は経営「機能の排他的果実としてあらわれる」⁴¹⁾ ことができたはずである。しかし、実際には、他人資本利子並みの所有者利子しか計上されないのが普通であったから、この段階のパートナーシップ利益は経営者報酬 (*reward for managerial work*) と所有者危険報酬とから合成された後配 (不確定) 項目であったといえよう。

したがって、この段階のパートナーシップ利益は、もしそれが残っていれば、パートナーの経営参加率にさらに持分比率を加味した約定割合にしたがって分配されねばならなかった。この点に関しては、パートナーが全員経営に参加する事例の多かったバチョーリ以前のパートナーシップも、出資パートナーが経営パートナーと非参加パートナーに分裂している事例の多かった産業革命期イギリスのパートナーシップも、基本的には変りはなかったのである。

しかし、パートナー全員が経営に参加した場合には、パートナーシップ利益は、そのすべてが経営に参加しているパートナーに分配されたから、表面上は経営「機能の排他的果実としてあらわれる」ことができた。これにたいし、出資パートナーが経営パートナーと非参加パートナーに分裂している場合には、パートナーシップ利益は、その一部が非参加パートナーに所有者危険報酬として分配されたことから明らかなように、機能資本家としての経営者に帰属する「排他的果実としてあらわれる」ことがもはやできなくなっていた。

IV 経営者会計と所有者会計の共通集合 としてのパートナーシップ会計

その意味で、産業革命期イギリスのパートナーシップ会計は、それが出資パートナーの経営パートナーと非参加パートナーへの分裂を前提とするかぎり、もはやバチョーリ以前のパートナーシップ会計のように経営者会計にとどまる

40) Cole, *op. cit.*, p. 343.

41) Marx, *a. a. O.*, S. 408.

ことができなくなっていたのであるが、それが経営者会計と所有者会計の共通集合へ進化するのは、さらに上記の分裂を契機にして、それまで後配（不確定）項目としてパートナーシップ利益を構成していた経営者報酬がパートナーシップ約款において保証された契約上の報酬の地位を与えられ、それにともない新たに先配（確定）項目として認知されたパートナー給与（partners' salaries）がそれを控除した後にパートナーシップの残余純利益として「残る部分から完全に分離されてあらわれる」⁴²⁾ まで待たねばならなかった。

しかし、経営者にたいする契約上保証された報酬がパートナーシップ利益から分離してあらわれる現象は、産業革命期イギリスのパートナーシップを待たなくても、すでにパチャョーリ以前のパートナーシップで、部分的であるにせよ、出現していたことを見逃してはならない。事実、14世紀フィレンツェのパートナーシップ会計を調べてみると、支店管理者（branch manager）として内部化された代理人（fattore）——雇用管理者（hired or salaried manager）——にたいする保証された契約上の報酬が雇用管理者給与（salario）として利益算定前に控除されている事例を少からず発見することができる。

たとえば、アルベルティ商会では、「その支払額が半年～2年毎に〔秘密元帳の雇用管理者（人名）勘定に〕貸方記入され、その引出しは借方に記載されている」⁴³⁾ た。「2カ年分をまとめて……給料を計上する……〔時は、前借りがあれば、利子が賦課されたが〕前借りがない限り、前年分については8～6%の利子も含められた」ばかりではなく、さらに「末引出額に対しても定率の利子を計算し、これを各……〔雇用管理者（人名）〕勘定に貸記した。」⁴⁴⁾

この事例に示されているように、パチャョーリ以前のパートナーシップでは、保証された契約上の経営者報酬は原則として雇用管理者給与に限られ、「パー

42) Marx, *z. z. O.*, S. 418.

43) 泉谷勝美「アルベルティ商会の秘密帳とピランチオ(1)」『大阪経大論集』1976年9月、46ページ。

44) 上掲論文、47ページ。

「しかし、その相手勘定たる支払利子勘定を」利用した形跡は「どこにもみあたらない。」(上掲論文、47ページ)

トナー (compagno) は給与を受取っていなかった⁴⁵⁾ が、これにたいし、産業革命期イギリスのパートナーシップでは、その当時コーリーが指摘していたように、「一人のパートナーが資本を全部持込み、他のパートナーが労務または発明のみ (only labour or a discovery) を出資する場合には、資本家〔パートナー〕にたいする〔自己資本〕利子が、^{インベンター}発明家または経営パートナーにたいする給与 (a salary) が通常〔先配 (確定) 項目として〕控除される⁴⁶⁾ ようになった。さらに、「パートナーが資本に関しては均しく利害をもっているが、そのうちのひとりが経営 (the care and trouble of the business) の責任を負っている場合に」も、「彼の事業経営・監督上の労苦にたいして報いるために (in compensation of his trouble in managing and superintending the said business) 〔保証された契約上の〕給与として (by way of salary) 〔一定の〕金額が年々、パートナーシップ利益処分前に、控除される」のが「普通」⁴⁷⁾ となった。

以上みてきたように、雇用管理者給与に次いで、パートナー「給与を純利益算定前に〔先配 (確定) 項目として〕控除するのが普通である⁴⁸⁾ という段階に達すると、雇用「管理者が昇身して〔最低の資本をもった〕パートナーとなり、両グループの境界が埋められる傾向が生じた⁴⁹⁾ ことも手伝って、旧来の雇用管理者給与と新規のパートナー給与の相違は止揚され、両者を包摂した経営者給与または「管理賃金が……〔それを資本利子とともに控除した後に残余純利益として残る経営者利益または〕企業者利得から完全に分離されてあらわ

45) Raymond de Roover, *The Rise and Decline of the Medici Bank 1397-1494*, 1963, p. 79.

ただし、「ベルッチ商会の場合には、支店管理者はパートナーまたは〔内部化された〕代理人であった〔ばかりでなく〕、主要な支店はすべてパートナーによって管理されていた〔ので〕、支店管理者としての資格で……外国に赴いたパートナーは…… 定の給与 (a regular salary) を受取った」(Ibid., p. 80.) が、これは例外に属する。

46) Cory, *op. cit.*, p. 133.

47) Cory, *op. cit.*, p. 136.

48) J. R. Porters, *Pitman's Dictionary of Bookkeeping*, 1926, p. 567.

49) Pollard, *op. cit.*, p. 150.

れる」⁵⁰⁾ ようになった。そして、その場合に、残余純利益として算定されたパートナーシップ利益は、後配（不確定）項目としての所有者危険報酬のみから構成されていたので、そのすべてを出資パートナーに彼等の持分比率に比例して分配することができたわけである。

IV 所有者会計としての株式会社会計

周知のように、多くの論者によって、あたかも自明の命題かのごとく、「パートナーシップを記述するには……所有者 (owner) の概念で十分であった」⁵¹⁾ といわれているが、パートナー「シップが所有者とは分離された別個の存在である」⁵²⁾ 以上、その会計が歴史上所有者会計として編成されていたかどうかの検討を欠いては、この命題は無意味である。

筆者が検討した結果によれば、経営者会計として登場したパチャョーリ以前のパートナーシップ会計を継承し、さらに発展させた産業革命期のパートナーシップ会計は、所有者に帰属する所有者利子と所有者危険報酬のうち、後者のみをもって利益を構成していた点で、半ば所有者会計に近づいていたとはいえ、まだ所有者会計になりきっていなかった。経営者会計から所有者会計への完全な進化は、歴史上のパートナーシップにおいて契約上保証された報酬として先配（確定）項目の地位を与えられていた自己資本利子が、株式会社においてその地位から追放され、後配（不確定）項目に転落・吸収されて、はじめて、実現したのである。

その結果、株式会社利益は所有者に帰属する所有者利子と所有者危険報酬とから合成された後配（不確定）項目としてそのすべてが所有者たる株主へ配当可能となったが、実際には、そのうち所有者利子相当額を少し上廻る部分を配当にまわせば、株主の満足をうることができるので、残りの部分（所有者危険報酬相当額の一部）は分配を差控えて、企業内に留保するのが普通となった。

50) Marx, a. a. O., S. 423.

51) Eldon S. Hendriksen, *Accounting Theory*, revised ed., 1970, p. 30.

52) John W. Coughlan, *Guide to Contemporary Theory of Accounts*, 1965, p. 165.

しかし、こうして、株主によって拠出された資本に加えて蓄積された株式会社の留保利益が、所有者たる株主への帰属を離れて、「会社持分」⁵³⁾(the equity of the corporation)としての株主拠出資本に加えられる「追加的会社持分」⁵⁴⁾(an additional equity of the corporation)を形成すると解すべきではない。株主拠出資本と同じように、留保利益は所有者に帰属する株主持分を形成しているので、株主拠出資本の運用から株式会社利益があがれば、それ相応の配当をしなければならないのと同じように、留保利益の運用から株式会社利益が増えれば、それ相応の配当増加をしなければならないのである。

したがって、株式会社利益は、それが配当されるか、留保されるかには関りなく、所有者たる株主に帰属するわけであるが、その「会計測定にたいする経営者……支配」⁵⁵⁾が貫徹していることも否定できない。事実、株式会社の「経営者は〔会社会計政策の決定者として〕利益を操作する目的から〔それに適合した会計〕実務を選択する」⁵⁶⁾のが常である。しかし、株式会社における所有者会計とそれにたいする経営者支配は矛盾せず、両立しうるから、株式会社における所有者会計は、それにたいする経営者支配によって、変質することはないのである。

これにたいし、現代アメリカのパートナーシップ「会計実務は〔歴史貫通的な「費用と利益(処分)の区分原則」から外れた経営者会計と所有者会計の合併集合として再編成され〕慣行上、パートナー借入金利子をパートナーシップの費用とみなしているのに、〔同じように先配(確定)項目を構成している〕パートナー給与と〔自己〕資本利子を利益決定上の〔費用〕要素から締め込んでいる。』⁵⁷⁾ もちろん、かかる現状をそのまま放置しておく、「パートナー

53) David H. Li, "The Nature of Corporate Residual Equity under the Entity Concept," *The Accounting Review*, April 1960, p. 261.

54) *Ibid.*, p. 262.

55) Charles E. Johnson, "Management and Accounting Principles," *Law and Contemporary Problems*, Autumn 1965, p. 699.

56) Richard H. Simpson, "An Empirical Study of Possible Income Manipulation," *The Accounting Review*, October 1969, p. 817.

57) Griffin, Williams and Welsch, *op. cit.*, p. 135.

ップと株式会社の間……利益比較が、パートナー給与について修正をしないかぎり、しばしば無意味である」⁵⁸⁾ という事態が続くので、会計専門家の中には、株式会社における「役員＝株主給与 (salaries to officer-shareholders) が費用として控除されている」⁵⁹⁾ 以上、それにならって「パートナーシップが……〔それに比すべき地位にある〕パートナー給与を費用として会計処理することは正当化できる」⁶⁰⁾ から、パートナーシップ会計「実務において、〔株式会社社会計並みに〕パートナー給与を費用として、〔自己〕資本利子を利益処分として表示することが……望ましい」⁶¹⁾ と主張する論者も少なくない。

かかる主張は現代アメリカのパートナーシップ会計を株式会社並みの所有者会計に引戻そうとする動きを代表しているが、かりにその動きに乗って、現在利益処分として処理されている他人資本利子以外の先配（確定）項目のうち、パートナー給与だけを費用要素に組替えても、いぜんとして歴史貫通的な「費用と利益（処分）の区分原則」を無視しつづけていることには変りはなく、単にその程度を緩和しているにすぎないので、それにたいして抵抗が生ずるとは考え難い。

いずれにしても、現代アメリカのパートナーシップ会計は当初から歴史貫通的な「費用と利益（処分）の区分原則」に縛られていないので、所有者会計として編成替えることが容易であるが、これにたいして、株式会社社会計は当初から歴史貫通的な「費用と利益（処分）の区分原則」に即して所有者会計として編成されているので、その編成原理に拘束されているかぎり、経営者会計または経営者会計と所有者会計の共通集合へ逆行させることは不可能である。

したがって、歴史上のパートナーシップの間で慣行として実行されていた自己資本利子会計が株式会社においてその断絶を克服して、制度として復活し、

58) Griffin, Williams and Larson, *op. cit.*, p. 581.

59) Griffin, Williams and Larson, *op. cit.*, p. 581.

60) Anderson, Moyer and Wyatt, *op. cit.*, p. 428.

61) H. A. Finney and Herbert E. Miller, *Principles of Accounting, Advanced*, 4th ed., 1952, p. 26.

かつて産業革命期イギリスのパートナーシップの間で一般にみられた財務会計と管理会計の調和が株式会社において再現することを望んでも、それは空しい期待に終わってしまうであろう。株式会社会計が歴史貫通的な「費用と利益（処分）の区分原則」に縛られているかぎり、そこにおいては「実体理論の完全な容認」への道は開けず、財務会計と管理会計は分業化された会計システムとしてそれぞれ個別の役割を相互補完的に演じつづけるであろう。